

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

昭和47年に結婚した際、妻が国民年金に加入していたので、自分も加入することにした。結婚前の期間の保険料については、さかのぼって分割により金融機関で納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に国民年金に加入した後、それ以前の保険料をさかのぼって分割で納付したと申し立てており、事実、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ても、申立人が45年7月から47年3月までの保険料を分割して過年度納付したことが確認できることから、その主張には信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年7月時点では、申立期間は時効となっておらず、上述の納付状況からも、当該期間に係る納付書が発行されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、39年間に及ぶ国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえ、3か月と短期間である申立期間について、あえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年11月1日から9年4月1日までの期間及び10年1月1日から14年1月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円、28万円、30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、8年11月から9年3月までは26万円、10年1月から12年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月から13年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から14年1月26日まで

ねんきん定期便が届き内容を確認したところ、A社で厚生年金保険被保険者だった期間の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料よりも低い金額となっている。給料支払明細書も持っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間当時の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び住民税決定証明

書の社会保険料控除額から、平成8年11月から9年3月までは26万円、10年1月から12年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月から13年12月までは30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成8年11月から9年3月までの期間及び10年1月から13年12月までの期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年4月から同年12月までの期間については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び住民税決定証明書の社会保険料控除額から確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 55 年 3 月まで
父親が国民年金の加入手続を行い、保険料については家族の分をまとめて納税組合に納付していた。昭和 46 年に結婚した妻は未納が無いのに、息子である私の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 1 月の時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間である上、申立人が申立期間の保険料を申立人の主張のように納付したとすると、別の手帳記号番号の払出しが必要となるが、種々の調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は 170 月（14 年 2 か月）に及んでおり、このような長期間にわたり行政側が記録処理を誤ったとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から28年10月1日まで
私は、申立期間について、A社B工場に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の工場長及び上司の氏名、業務内容等について具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和32年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上司や事務担当者も既に他界していることから、当時の事情を聴取することができない。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚及び申立人が入社する以前から勤務していたとする事務担当者の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも昭和27年12月1日となっていることから、当該事業所が必ずしも入社と同時に厚生年金に加入させていなかった可能性が考えられる。

なお、厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 815 (事案 273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 25 日から 39 年 1 月 16 日まで

昭和 39 年 1 月に A 社を退職した当時は、体調を崩して休暇を取っており、退職に関する諸手続はすべて会社の事務担当者が行ってくれた。脱退手当金も会社が請求してくれたので、当時、社会保険に係る事務を所管していた県庁社会部に何度も訪ねて行ったが、自分の脱退手当金に係る請求書は来ていないとして支払に応じてくれなかった。申立期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、受け取った覚えが無いため、今回、新たな資料を提出するので、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた A 社 B 事業所における昭和 39 年 1 月の被保険者資格の喪失者名簿（申立人の氏名が記載されているページ）に記載のある女性のうち、当該事業所における被保険者期間が 2 年未満の者を除くすべての者が脱退手当金を受給していること、同社営業所が申立人に送付した事務連絡文書には、「厚生年金保険脱退手当金については、請求書を本社経由で請求した。」と記載されていることなどから、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性が考えられること、厚生年金保険の資格喪失日から約 4 か月後に脱退手当金の支給決定がされているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等から、既に平成 21 年 3 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として在籍期間証明書を提出しているが、これは脱退手当金の支給の有無に係る資料とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。